

都島区民センターの会議室の申込・使用上の注意事項

●共通

- ・会議室の外の共用部分（廊下等）に、机やイスを出すことはできません。また、受付や待ち合い席を設置することもできません。
- ・大きな声を出したり、音楽を流して使用される場合は、窓・扉を閉めてください。
（会議室2と会議室4につきましては、ノブを“閉”の位置をお願いします）

●「楽器の練習」や「発声・コーラスの練習」等で会議室を申込・使用する 場合

- ・楽器や曲目にかかわらず、音や振動が、他の利用者や近隣住民に影響を与えると区民センターが判断した場合、音量や運動量を抑えたり、一部の練習を中止するお願い（お声がけ）をする場合があります。
- ・ロビー、廊下、施設周辺で、音出しや発声の練習を行わないでください。
- ・「楽器の練習」では、会議室5の夜間の申込・使用はできません。（設備上、防音が不完全なため。）

●「格闘技の練習」等で会議室を申込・使用する場合

- ・音や振動が、他の利用者や近隣住民に影響を与えると区民センターが判断した場合、音量や運動量を抑えたり、一部の練習を中止するお願い（お声がけ）をする場合があります。
- ・ロビー、廊下、施設周辺で、練習、ウォーミングアップ、クールダウン等を行わないでください。

●「ダンスの練習」や「演劇の稽古」等で会議室を申込・使用する 場合

- ・床を傷つけたり、汚す恐れのある靴の使用はできません。
- ・音や振動が、他の利用者や近隣住民に影響を与えると区民センターが判断した場合、音量や運動量を抑えたり、一部の練習を中止するお願い（お声がけ）をする場合があります。
- ・ロビー、廊下、施設周辺で、練習、ウォーミングアップ、クールダウン等を行わないでください。

●「生け花」や「フラワーアレンジメント」、「手芸」や「裁縫」等で 会議室を申込・使用する場合

- ・会議室に備え付けの清掃道具で清掃を行い、発生するゴミなどはお持ち帰りください。机、イス、床などに取り残しがないように確認してください。
- ・水などが、床や机・イスにこぼれた場合、雑巾またはモップで拭きとってください。
- ・特に会議室2及び会議室5で「針」、「ガラス」、「針金」などを使用した場合、次の使用者がケガをしないように、注意深く清掃をお願いします。

令和2年5月12日
都島区民センター